



五所川原市と株式会社青森テレビとのSDGs推進に関するパートナーシップ協定書

五所川原市（以下「甲」という。）と株式会社青森テレビ（以下「乙」という。）は、持続可能な地域社会実現を進めていくため、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲及び乙がパートナーシップのもと、SDGsを推進するとともに、SDGsに関する情報提供と地域の取組を応援・紹介し、持続可能な地域社会づくり実現に寄与することを目的とするものである。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) SDGs、地方創生の推進に関すること
- (2) 地域へのSDGsの普及啓発に関すること
- (3) 地域のSDGsに関する取組の情報発信に関すること
- (4) 甲の掲げる事項をはじめとしたSDGsを構成するゴールに関すること
- (5) 災害情報等の発信に関すること

2 乙は甲から提供のあった地域でのSDGs情報を、テレビ放送やホームページ、アプリ、ソーシャルネットワークサービスを使用した情報発信に努める。

（守秘義務）

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（費用の負担）

第4条 本協定に関する甲並びに乙それぞれの対応に掛かる費用は、甲乙各自が負担するものとする。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、協定締結の日から効力が生ずるものとし、協定終了希望の3か月前までに相手方に通知するものとする。甲並びに乙双方から書面による異議申立てがない場合は、延長するものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない項目又は本協定に関して疑義が発生した場合は、甲乙双方で協議の上、決定する。

本協定を証明するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月9日

甲 五所川原市

五所川原市長

乙 株式会社青森テレビ

代表取締役社長

佐々木 孝道

小山内 悟